

# 大衡村復興推進計画（案）

平成30年 1月 日  
宮城県大衡村

## 1. 計画の区域 大衡村全域

## 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本村でも全域において、電気・水道が遮断され、電気の全域復旧まで5日間、水道の全域復旧まで15日間を要し、村道が26路線、水道施設は14カ所、下水道施設は11路線、農林施設も10カ所、一般の家屋被害として建物被害は半壊19件、一部損壊764件と多大な被害が生じた。また、人的被害として行方不明者は1名だったものの、村内の避難所には開設した6日間で延べ1808人が避難した。さらに、福島第一原子力発電所事故に起因する風評被害や物流が停止したことなどが重なったことで、ガソリンや食料品をはじめとする様々な物資の本村への供給が滞り、村民生活に大きな混乱が生じたところである。

この震災により、村内では多くの事業所において建物や設備に被害が発生、更には物流が滞ったことにより、本村の基幹産業である製造業は、一部で長期の製造停止に追い込まれることとなり、震災前と比べて既に立地・操業を予定していた輸送機械器具製造業を除くと製造業従事者が約86%、製造品出荷額が92%となっているなど、本村の経済活動に甚大な影響を及ぼしている。

このような中、本村経済の復興を図るため、中核的産業を担う立地企業の生産増強のための投資を支援することを通じて、本村のみならず、沿岸部を含めた幅広い地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本村の中核的産業である生産用機械器具製造業について、立地企業の事業用の設備投資を支援し、雇用機会の拡充を図ると共に、安定した雇用の確保を促進する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

### ① 事業の内容

本村に立地するCKD株式会社（以下「対象事業者」という。）に対して、工場整備に必要な資金を貸し付ける事業

### ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村の生産用機械器具製造業は、村内の製造業の従業者数において第4位の地位を占める中核的産業である。また、本事業は本村の生産用機械器具製造業における従業者数の約35%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出においても新規雇用者100名（うち沿岸部より50名）の雇用創出効果が見込まれる。

このことから、本村における製造業の中核となる生産用機械器具製造業の投資を支援する当該事業を実施することにより、目標に掲げた「本村のみならず沿岸部を含めた幅広い地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給の支援を受ける予定の金融機関名

株式会社三井住友銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた事業は、本村の生産用機械器具製造業の主要企業である対象事業者が新たに工場を稼働させることに伴い、本村における生産用機械器具製造業の従業者数が増加するとともに、地元企業との取引拡大など経済効果が期待される。

これらの効果は、本村及び沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、大衡村、CKD株式会社、株式会社三井住友銀行を構成員とする大衡村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。